

【資料 2】

鹿 児 島 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 資 料 令 和 6 年 9 月 17 日
--

【議題 2】

知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）

水 振 第 3 6 2 号
令和 6 年 9 月 17 日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る許可の基準について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第5項、鹿児島県漁業調整規則第11条第5項及び第7項に規定する許可の基準を定めたいので、貴委員会の意見を求めます。

許可等（許可又は起業の認可）の基準について

1. 許可等の基準とは

制限措置に定めた許可等をすべき数を超える申請があった際に、許可等をすべき者を決定するために用いる基準。

＜根拠法令＞

- ・漁業法第58条において準用する第42条第5項
- ・鹿児島県漁業調整規則第11条第5項及び第7項

2. 新基準制定理由

- ・現在、許可等にかかる基準はすべて制定済みである。
- ・これらの基準は、漁業ごと、許可機関ごとに定められている他、同じ内容の基準にも関わらず、表現等の微妙な違いが生じている。
- ・なお、この基準は鹿児島県行政手続き条例第5条第3項に基づき公開する必要があり、多くの県ではホームページ上で公開を行っている（本県は許可機関での縦覧）。
- ・許可等の公平性の観点から、他県と同様に県ホームページ上で公開するのが妥当であり、公開に先立ち内容を精査し、統一的な基準となるよう整理するため新たに制定するもの。

3. 新基準に定める許可等の優先順位

順位の内容及び順位は現行の基準と同じ。 ※4のみ新設

	新基準（案）	現行の基準
1	許可又は起業の認可を受けている者	現許可者のうち実績のある者
2	許可を受けたことがある者	起業の認可を受けている者
3	当該漁業許可に従事した経験のある者	許可を受けたことがある者で、申請日前5年間に3年以上の経営又は従事の経験がある者
4	1年に90日以上漁業を営む者	（新設）
5	上記以外の者	上記以外の者

※「操業実績」や「自営能力」は、許可等の適格性の有無の判断材料であり、適格性がない場合には許可等ができない。よって操業実績等を規定する必要がある。（漁業法第41条第1項第6号）

4. 改正・公開に向けたスケジュール（案）

- 9月中 県内3海区漁業調整委員会に諮問
- 9月中 施行・HP公開

漁業法第 58 条において準用する第 42 条第 5 項，鹿児島県漁業調整規則第 11 条第 5 項及び第 7 項に基づく許可又は起業の認可の基準（案）

許可又は起業の認可（以下，「許可等」という。）をすべき者又は船舶の数が公示した数を超える場合については，以下の基準により，許可等をする者を定めるものとする。

1．規則第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる漁業

次の優先順位により許可等をする者を定める。

- （1）当該漁業許可等を直近の許可期間に受けている者が，同一の内容で当該漁業許可等を受けようとするもの
- （2）当該漁業許可等を受けたことがある者が，新たに当該漁業許可等を受けようとするもの
- （3）当該漁業許可等を受けている漁業者の従事者が，新たに自己の名において当該漁業許可等を受けようとするもの
- （4）1 年に 90 日以上漁業を営む者
- （5）上記以外の者

2．規則第 4 条第 1 項第 4 号から第 15 号に掲げる漁業

次の優先順位により許可等をする者を定める。

- （1）当該漁業許可等を受けている者が，当該漁業許可等の有効期間の満了に伴い，同一の内容で当該漁業許可等を受けようとするもの
- （2）当該漁業許可等を受けたことがある者が，新たに当該漁業許可等を受けようとするもの
- （3）当該漁業許可等を受けている漁業者の従事者が，新たに自己の名において当該漁業許可等を受けようとするもの
- （4）1 年に 90 日以上漁業を営む者
- （5）上記以外の者

附則

- 1 この基準は，令和 6 年〇月〇日から施行する。
- 2 この基準の施行に伴い，従前の基準は廃止する。

許可又は起業の認可の基準 現行と新基準案の比較

新基準案	現行基準
漁業法第58条において準用する第42条第5項及び鹿児島県漁業調整規則第11条第5項及び第7項に基づく許可又は起業の認可の基準 許可又は起業の認可（以下、「許可等」という。）をすべき者又は船舶の数が公示した数を超える場合については、以下の基準により、許可等をする者を定めるものとする。 1. 規則第4条第1項第1号から第3号に掲げる漁業 次の優先順位により許可等をする者を定める。 <u>(1) 当該漁業許可等を直近の許可期間に受けている者が、同一の内容で当該漁業許可等を受けようとするもの</u> <u>(2) 当該漁業許可等を受けたことがある者が、新たに当該漁業許可等を受けようとするもの</u> <u>(3) 当該漁業許可等を受けている漁業者の従事者が、新たに自己の名において当該漁業許可等を受けようとするもの</u> <u>(4) 1年に90日以上漁業を営む者</u> (5) 上記以外の者 2. 規則第4条第1項第4号から第15号に掲げる漁業 次の優先順位により許可等をする者を定める。 <u>(1) 当該漁業許可等を受けている者が、当該漁業許可等の有効期間の満了に伴い、同一の内容で当該漁業許可等を受けようとするもの</u> <u>(2) 当該漁業許可等を受けたことがある者が、新たに当該漁業許可等を受けようとするもの</u> <u>(3) 当該漁業許可等を受けている漁業者の従事者が、新たに自己の名において当該漁業許可等を受けようとするもの</u> <u>(4) 1年に90日以上漁業を営む者</u> (5) 上記以外の者 附則 1 この基準は、令和6年〇月〇日から施行する。 2 この基準の施行に伴い、従前の基準は廃止する。	漁業法第58条において準用する第42条第5項及び鹿児島県漁業調整規則第11条第5項及び第7項に基づく許可又は起業の認可の基準 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が公示した数を超える場合については、以下の基準により、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。 【1年許可の基準】 ※代表として潜水器漁業許可の基準を掲載 潜水器漁業 次の優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、(2)については、許可に当たってのみ適用する。 (1) 当該漁業許可を現に受けている者で、かつ、申請日前1年以上の操業実績がある者 (2) 当該漁業の起業の認可を受けている者 (3) 当該漁業許可を現に受けている者、又は、過去に許可を受けていた者で、申請日前5年間に3年以上当該漁業を経営又は従事した経験があり、自営能力があると認められる者 (4) 上記以外の者 ----- 【3年許可の基準】 ※代表として固定式刺し網漁業許可の基準を掲載 固定式刺し網漁業 次の優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、(2)については、許可に当たってのみ適用する。 (1) 当該漁業許可を現に受けている者で、かつ申請日前1年以上の操業実績がある者 (2) 当該漁業の起業の認可を受けている者 (3) 当該漁業許可を現に受けている者又は過去に許可を受けていた者で、申請日前5年間に3年以上当該漁業を経営又は従事した経験があり、自営能力があると認められる者 (新設) (4) 上記以外の者

漁業法 抜粋

(許可又は起業の認可についての適格性)

第41条

許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

1～5 (略)

6 その申請に係る漁業を適確に営むに足る生産性を有さず、又は有することが見込まれない者であること。

(新規の許可又は起業の認可)

第42条

1～4 (略)

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶の数が第1項の規定により公示した船舶の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、申請者の生産性を勘案して許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。

(知事許可漁業の許可への準用)

第58条

第37条から第40条まで、第41条第1項(第6号を除く。)及び第2項、第42条(第2項ただし書及び第3項ただし書除く。)、第43条、第44条、第45(第2号及び第3号に係る部分に限る。)、第46条、第47条、第49条から第52条まで、第54条並びに第56条の規定は、前条第1項の農林水産省令又は規則で定める漁業(以下「知事許可漁業」という。)の許可について準用する。

鹿児島県漁業調整規則 抜粋

(新規の許可又は起業の認可)

第11条

1～4 (略)

5 前項の規定により許可又は起業の認可をすべき船舶等の数が第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合においては、前項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定

めるものとする。

- 6 前項の規定により許可又は起業の認可をする者を定めることができないときは、公正な方法でくじを行い、許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 7 第4項の規定により許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合においては、第4項の規定にかかわらず、当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。
- 8 (略)

県行政手続き条例 抜粋

第5条

- 1～2 (略)
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。